

魚津市公告第24号

「魚津市観光プロモーション業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月16日

魚津市長 村椿 晃

「魚津市観光プロモーション業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 産業建設部 商工観光課 TEL 0765-23-1025 FAX 0765-23-1060 Mail kanko@city.uzu.lg.jp

魚津市観光プロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本市の魅力を国内外の方に認知していただき、そして旅行先として選ばれるよう、旅行者が旅行先を決定する前段階において効果的な観光プロモーションを行い、本市の認知度向上及び観光誘客の促進を図る。

2. 業務の概要

(1) 業務名

魚津市観光プロモーション業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙1「魚津市観光プロモーション業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 委託金額

2,420,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 委託金額の支払い

委託金額については、業務完了後、業務の成果について検査に合格したときに、請求することができる。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 委託業務に関し、本市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排

除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

4. スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始	令和 7 年 4 月 16 日(水)
質問受付期限	令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時
質問回答期限	令和 7 年 4 月 23 日(水)
参加申込書受付期限	令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 5 時
企画提案書等提出期限	令和 7 年 5 月 2 日(金)午後 5 時
プレゼンテーションの案内	令和 7 年 5 月 9 日(金)
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 5 月 16 日(金)
審査結果の通知	令和 7 年 5 月 21 日(水)
契約締結	令和 7 年 5 月下旬

※スケジュールは公表時点での予定であり、変更になる場合もある。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本要領に関して疑義がある場合は、質問書（様式 1）に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出すること。電話、口頭、FAX 等による質問は一切受け付けない。

- ① 受付期限 令和 7 年 4 月 21 日(月)午後 5 時 ※必着
- ② 提出方法 電子メールにて提出すること。
- ③ 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uzoju.lg.jp)

(2) 質問に対する回答

期日までに本市ホームページで随時回答する。なお、回答の内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書（様式 2）
- (2) 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日(金)午後 5 時 ※必着
- (3) 提出方法 電子メールにて提出すること。
- (4) 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uzoju.lg.jp)

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 ①企画提案書（任意様式）

②見積書（任意様式）

※見積の明細を添付すること。

※見積書は、仕様書を踏まえ作成することとし、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

※提出書類については、全て PDF 形式にて提出すること。

- (2) 提出期限 令和7年5月2日(金)午後5時 ※必着
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 魚津市商工観光課観光戦略係 (kanko@city.uozu.lg.jp)

8. 企画提案書の作成要領

(1) 提出様式

様式は任意とする。

(2) 記載内容

次の事項については、必ず記載すること。

- ① 提案者の概要（代表者氏名、従業員数、事業所所在地等）
- ② これまでの実績（同種又は類似業務の実績等）
- ③ 業務スケジュール・業務実施体制
- ④ 対象市場に関する事項
- ⑤ プロモーション手法に関する事項
- ⑥ プロモーションコンテンツに関する事項
- ⑦ プロモーション後の結果分析・効果検証に関する事項
- ⑧ 上記のほか、独自のアピールポイントとなる事項

(3) 留意事項

- ① 企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ② 企画提案書の内容に疑義が生じた場合は、市から提案者へ問合せを行う場合がある。

9. プレゼンテーションについて

提出された企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日時 令和7年5月16日(金)午後
※実施順、実施場所等詳細については、提出書類の審査後、5月9日(金)に、各社宛に個別に通知する。
- (2) 参加方法 現地（魚津市役所）もしくはオンライン（zoomを予定）
※参加方法については、参加申込書にて回答すること。
- (3) 所要時間 1者当たり説明15分、質疑応答5分とする。

※説明の時間が超過した場合は、質疑応答の時間を短縮する。

(4) 出席者数 提案者1者につき3名以内とする。

(5) その他

① 企画提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めない。

② モニター及び接続ケーブル（HDMI・VGA端子）は魚津市において用意する。

③ 通信回線、パソコンは提案者が持参すること。

※応募多数の場合は、企画提案書等による書類選考により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーションの対象とならなかった提案者に対しては、書面により通知する。なお、書類選考に関する問合せや異議申立ては一切受け付けないものとする。

10. 事業者の選定

(1) 審査方法

審査は、企画提案書に記載された内容及びプレゼンテーションと質疑応答の内容を踏まえ、別紙2「魚津市観光プロモーション業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査する。審査の結果を参考として、審査委員の協議により受託候補者を決定する。

得点が最上位の提案者を優先受託候補者として決定し、次に得点が高かった提案者を次点の候補者として決定する。なお、提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーション等による審査を実施のうえ評価を行い、その評価点の合計が最低基準点を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。

(2) 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

① 定められた提出方法、提出期限、参加資格に適合しない場合

② 提出された見積書の金額が、本実施要領2（4）に規定する委託金額の上限を超える場合

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④ 提出書類に重大な誤脱があった場合

⑤ 本実施要領3に規定する参加資格の要件を欠くことになった場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して電子メール及び郵送により通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。なお、審査す

る委員及び審査の経過や結果など審査に関する問合せや異議申立ては一切受け付けないものとする。

11. 契約

契約については、優先受託候補者選定後、詳細仕様やスケジュールを協議し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。受託候補者との協議が整った際には、改めて見積書を提出するものとする。

業務委託契約の締結に当たっては、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議のうえ、委託金額上限額の範囲内で変更する場合がある。

12. その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ① 提出書類は返却せず、本市の責任において処分する。
- ② 提出書類は、審査及び説明のため、写しを作成のうえ使用することができるものとする。
- ③ 提出書類は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合は、改めて改変された書類を提出するものとする。
- ④ 提出期限を過ぎた後は、差し替えや再提出は不可とする。
- ⑤ 本プロポーザル実施に関する情報（提案者から提出された書類等を含む。）は、魚津市情報公開条例（平成16年魚津市条例第7号）に基づき、公開請求者に情報公開することがある。その場合は、事前に提案者に連絡のうえ、非公開部分を協議することができる。

(2) 費用負担

本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年5月2日（金）午後5時までに辞退届（任意様式）を電子メールで提出すること。

(4) 提案の無効

期日までに提出すべき書類を提出しなかった場合、本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合は提案を無効とする。

13. 問合せ先

魚津市商工観光課観光戦略係

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

メールアドレス kanko@city.uzul.jp

魚津市観光プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

魚津市観光プロモーション業務委託

2. 業務の趣旨・目的

本市は海から山までわずか 25 km の距離・高低差 3,400m の範囲で「水の循環」が 1 つのまちで完結する、世界的にも稀な地形をしている。本市の三大奇観の「蜃気楼・埋没林・ほたるいか」や、ユネスコ無形文化遺産に登録されている「たてもん祭り」等、観光客の誘客に欠かせないオリジナリティのある資源として活用してきた。近年は観光客の市内滞在時間及び観光消費額の増加を促進するため、体験コンテンツの造成にも力を入れ、市内事業者が観光面で稼ぐための整備や販売促進等を行ってきた。

また、2025 年 1 月 7 日、アメリカの「ニューヨーク・タイムズ紙」が「2025 年に行くべき 52 カ所」を発表し、富山市が選出されたことから、富山県が世界中から注目されるきっかけとなったほか、大阪・関西万博(EXP02025)が 2025 年 4 月から 10 月まで開催され、インバウンド需要を取り込むのに最高の機会となっている。

本市の魅力を国内外の方に認知していただき、そして旅行先として選ばれるよう、旅行者が旅行先を決定する前段階において効果的な観光プロモーションを行い、本市の認知度向上及び観光誘客の促進を図る。

3. 対象市場

- (1) 国内旅行者 ※詳細は「4. 業務内容」を参照
- (2) 国外旅行者 ※国や地域は問わないが提案の中で設定すること。
(富山県への旅行に興味のある層・旅行を計画している層)

4. 業務内容

(1) プロモーションの実施

- ・プロモーション手法は指定しない。また、手法の数は問わない(1 つでも複数でも可)。
- ・プロモーションの実施期間は、各コンテンツのシーズン等を踏まえ、プロモーションを実施するにふさわしい適切な時期に行うこと。

(2) プロモーションに含めるコンテンツ

以下に掲げる①②をプロモーションに含める必須コンテンツとする。その他必須コンテンツ以外で本市の観光プロモーションとしてふさわしい観光コンテンツ等あれば、追加で提案しても構わない。

①紅ズワイガニ（必須）

【期間】

- ・楽しめる期間：9月～翌5月 ※期間外は禁漁

【対象市場】

- ・旅行先で食（海の幸）を楽しみたい層

【KPI】

- ・魚津市観光協会ホームページ内「魚津でカニづくし！蟹フルコース贅沢旅」に掲載されている料理店や宿泊施設、イベント情報等を中心に、本市の観光客閑散期となる冬向けの誘客につながるプロモーションを実施すること。

※具体的な KPI については提案の中で設定すること。

<参考ホームページ URL>

<https://uozu-kanko.jp/special/kani-trip/>

②体験コンテンツ（必須）

【期間】

- ・コンテンツにより体験可能期間が異なる

【対象市場】

- ・旅行先での体験に興味のあるファミリーやグループ層

【KPI】

- ・体験コンテンツの予約促進につながるプロモーションを実施すること。

※具体的な KPI については提案の中で設定すること。

【補足事項】

- ・令和6年度事業「魅力的な体験コンテンツ開発業務」において新たに造成した体験コンテンツは順次、魚津市観光協会ホームページ内にて追加で販売や紹介を開始予定。

<参考ホームページ URL>

<https://uozu-kanko.jp/plan/>

(3) プロモーション後の結果分析・効果検証

- ・各プロモーションについてどのような結果・効果を得られたのか、事前に設定した KPI を基に具体的な数値等を用いて結果分析・効果検証を行い報告すること。
- ・結果を踏まえて、今後のプロモーションに向けた課題や有益となるプロモーション方法、情報等を提案すること。

(4) 受託した全ての業務完了後に、成果物として実績報告書を提出する。

(5) 提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

5. 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う（オンライン可）。
その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

6. 成果品・納品場所

（1）成果品

実績報告書及び成果品（本業務で作成したもの）、その他市が求める情報等
※本業務により作成し、市に提出された納品物の所有権は市に帰属するものとする。

（2）納品場所

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
魚津市商工観光課観光戦略係

7. 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- （1）納品された成果物及び委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）はすべて市に譲渡し、発注者は自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- （2）第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- （3）制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- （4）映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。
- （5）受託者自ら制作・作成した著作物に対して、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。

8. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 まで

9. 委託金額

2,420,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

10. 委託金額の支払い

委託金額については、業務完了後、業務の成果について検査に合格したときに、請求することができる。

11. その他留意事項

- (1) プロモーションの企画・実施にかかる費用（人件費、撮影費、印刷費、使用料、体験料等）、プロモーション後の結果分析・効果検証にかかる費用（人件費、使用料等）、報告書作成にかかる費用（人件費等）、一般管理費、その他発注者が認めた本事業の目的達成のために必要な費用を、本業務の委託料に含む経費とする。また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に務めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。

魚津市観光プロモーション業務委託公募型プロポーザル審査基準

No.	審査項目	審査基準	配点	小計
1	業務の遂行能力・実施体制	同種又は類似の業務を受託した実績は十分にあるか。	10	20
		業務を確実に遂行するために必要な能力を有する業務担当者の配置や円滑な業務の遂行を実現するための組織体制がなされているか。	10	
2	計画作成・進行管理	業務スケジュールが具体的に示されており、工程や内容等が適切か。	10	15
		進行管理に当たり、本市との適切な役割分担のもと、本市の負担軽減に資する支援業務を遂行するための工夫が示されているか。	5	
3	プロモーションの実施	仕様書の業務内容を理解し、有意義で具体的な KPI の設定・提案になっているか。	30	30
4	プロモーション後の結果分析・効果検証	仕様書の業務内容を理解し、有意義で具体的な KPI の設定・提案になっているか。	15	15
5	独自性	仕様書の業務内容に対し、事業者の知見やノウハウが活かされ、本業務の目的に資する提案であるか。	10	10
6	見積評価	事業を行うために必要な経費が具体的に見積もられているか。また、提案内容との整合性がとれており、妥当かつ合理的な積算がなされているか。	10	10
合 計				100

質 問 書

令和 年 月 日

魚津市長 宛

商号又は名称

所在地

代表者名

魚津市観光プロモーション業務委託に関し、以下のとおり質問がありますので、提出します。

No.	対象資料・該当箇所	質問事項
1		
2		
3		

< 連絡先 >

担当者	
電話番号	
メールアドレス	

参加申込書

令和 年 月 日

魚津市長 宛

商号又は名称

所在地

代表者名

< 業務名 >

魚津市観光プロモーション業務委託

上記委託業務に係る公募型プロポーザルについて、実施要領に規定する参加資格を満たしていることを制約し、参加を申し込みます。

< プレゼンテーションへの参加方法 >

参加方法	どちらかに○を付けてください。
現地（魚津市役所）	
オンライン（zoomを予定）	

< 連絡先 >

担当者	
電話番号	
メールアドレス	